

の進捗すべき様なく、遂に組合は電氣局に誠意なきものと断定するに至り、急進派と目せらるゝ幹部を有する支部の中には、更に一步を進めたる方法に出でん形勢を示しぬ。然るに電氣局は尙従業員の要求を俟つて、然る後施設するは本末を轉倒すとの見解を持ち組合が要求する以上の従業員待遇改善案を作成中なれば市参事會の同意を経次第近く發表すべき旨諭告したり。

△巢鴨出張所員怠業

同月二十五日夕刻より巢鴨出張所々屬の電車は、運轉中頗々として故障車を出し、入庫するもの多く明くる二十六日には、三田、早稲田、本所各車庫所屬電車、又故障車相踵いで出で、二十七日巢鴨線は全く運轉不可能に陥り、電氣局も止むを得ず府知事の認可を得て、同線の運轉中止の告示を爲すに至れり。之と共に巢鴨電車の故障頻出は、従業員の怠業に依るものと断定し、二十八日早朝當局は、巢鴨車庫所屬従業員五百七十八名全部に顧慮處分を行ひたり。

偶々、同二十八日午前東京市長は、臨時電車軌道事業調査委員會に諮問し、直に臨時市参事會を召集して之を附議し、電氣局平井總務部長及益田電車課長並に待遇私案發表の許可を得たれば、同日午後三時を期して従業員代表者三十名と、電車局に會見し私案の發表を爲したり。此際益田課長は同私案に就き會て同氏の懇懇せる従業員委員會設立を見たる上、先づ同案を其委員會に諮りて、待遇案を

決定し然る上之を市参事會に提出すべき所存なりしも、従業員の委員會設置に反對したる爲め、立案に際し従業員の意見を充分參酌し得ざりしを遺憾に感ずる旨を語れり。従業員側は同案に對する意見を表示する前、巢鴨出張所同僚の鹹首の理由を詰問せしも、課長は之に答へず、結局私案へ關しては調査の上諾否の解答を爲すべしとして、會見を終れり。

而して同日午後八時、巢鴨出張所五百七十八名の代表者芳賀勇吉外五名は、交通労働組合幹部島上武井、勾坂三名と同伴して電氣局に平井、益田の兩氏を訪ひ、巢鴨従業員の行動は穩當を缺きしを陳謝し、其復職を懇請したりしかば、益田課長之が斡旋に盡力して同夜半に至りて各方面の了解を得、速刻前記鹹首者の復職を許可して、二十九日より全線の運轉舊に復し、巢鴨怠業問題は一先づ之を以て解決を告げたり。

△巢鴨怠業の原因と従業員側の辯明

昨年暮、岡總現總監の仲介に依り、五箇條中三箇條の要求の貫徹せしものと意思せし處、二月益田新課長の委員會説は、端なくも未だ要求の認容せられざりしものなる事を意味するものにして、これを原因として巢鴨線の怠業となりたるは勿論なるも、此の怠業は本部より「此場合巢鴨支部のみ單獨行動に出でられては、大合同團結の趣旨に反するから、本部の命令の下に各支部一致の行動を採る様